

13 文企広第 596 号
平成 13 年 12 月 17 日

文京区情報公開制度及び個人情報保護制運営審議会
会長 服部 銈二郎 様

文京区長 煙山 力

個人情報保護制度の充実について（諮問）

「文京区個人情報の保護に関する条例」は、平成 5 年 10 月に施行して以来、区民の個人情報保護に大きな役割を果たしてまいりました。

この間、コンピュータ技術やネットワーク技術の急速な進展に伴い、個人情報の処理に関してもコンピュータシステムなしでは考えられない状況となってまいりました。こうしたなか、平成 11 年に改正された住民基本台帳法により、「住民基本台帳ネットワークシステム」が平成 14 年 8 月から稼動することになりました。同システムは、全国のコンピュータをネットワークで結び、住民票の広域交付や国の行政機関等における本人確認などのため、住民基本台帳情報の一部を利用するものであります。このように、区の機関以外のもののコンピュータシステムに結合して個人情報を提供することについては、同条例では規定しておりません。

つきましては、個人情報保護制度の充実につきまして、附属機関である貴運営審議会のご意見を賜りたく、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- ・区のコンピュータシステムと区の機関以外のもののコンピュータシステムとを結合して、個人情報を処理することについて